



平成16年度10月における支援費制度改正について

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

周知のとおり支援費制度は、平成16年度4月の一部改正に続き、
平成16年度10月においても、一部改正されました。内容を下記にお知らせいたします。

< 居宅サービス 主な改正内容 >

(1) ホームヘルプサービスの短時間の利用ニーズに対応して、30分未満単価を設定する。

【単価案】

家事援助30分未満800円

移動介護(身体介護を伴うもの)30分未満2,310円

移動介護(身体介護を伴わないもの)30分未満800円

日常生活支援については、30分未満等の新たな単価設定はしない。

(2) 乗降介助の単価を設定する。

【単価案】

1回1,000円

< 各事業所様の対応 >

(1) 支援費基準単価マスタの更新が必要になります。

但し、3法共通で、デイサービス・短期入所のみ事業所はマスタ更新の必要がない場合もあります。

(2) 支援費請求「居宅サービス提供実績」の登録において「乗降介助」の入力が必要となることがあります。

【注意】 2004年10月以降のホームヘルプサービスにおける実績入力は、支援費基準単価マスタの更新後、実施して下さい。

< 弊社「支援費請求システムVer2.5」の対応 >

(1) 支援費基準単価マスタ改訂版の作成、ご提供を行います。

(2) 「居宅サービス提供実績」の入力方法を、極力、新制度に合うよう変更致します。

これからも弊社はお客様のご期待に添うべく努力して参ります。

今後も、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

** ご不明な点がございましたら、シードグループ・サポートセンターまでお問い合わせください。